

千葉市健康づくり応援店事業実施要綱の改正について

1. 概要

千葉市健康づくり応援店事業は、健やか未来都市ちばプラン及び第3次千葉市食育推進計画において位置づけられ、飲食店等を対象として健康に配慮した快適な食をとりまく環境の整備を実施しているが、平成15年の制度開始以来、健康づくり応援店への支援方法や登録要件の見直しが図られていないこと、また、各種計画等の改正に伴った名称の変更等がされていないことから、実施要綱の一部を改正した。

さらに、制度自体の認知度の向上、登録店舗数の増加及び若い世代への訴求をねらった、認証マークの変更等をおこなった。

2. 要綱の改正内容

- 1) 市健康増進計画の名称の変更
- 2) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止に関する記載の変更
- 3) 健康づくり応援店の取組内容（登録要件）の変更
 - (ア) 市が発行する健康・栄養情報等の提供を行うこと及び屋内禁煙を実施していることを必須要件とする。
 - (イ) ヘルシーオーダーやヘルシーメニュー等の抽象的な表現をやめ、取組内容を簡潔に記載。
 - (ウ) 外食や中食で最も気になる食塩摂取量やエネルギー量の過多、野菜摂取不足等に着眼し、生活習慣病予防につながる健康的な食事が提供できることを重視。
- 4) 応援店の取消しに係る条項を新設

3. 認証マークの変更及び様式化

若い世代への印象付けとして、市のキャラクターである「ちはなちゃん」を使用。

4. 今後の予定

- ・登録事業者宛てに新要綱が定める登録要件への適合状況を確認するため書類を送付する。
(令和2年度中)
- ・令和3年度食品衛生責任者養成講習会において、本事業を周知する。